

■会議結果報告書■

会 議 名 称	第7回札幌市子どもの権利委員会
日 時 ・ 会 場	平成26年10月31日（金）16：30～18：15 市役所本庁舎地下1階2号会議室
出 席 委 員	11人出席
次 回 開 催	平成27年3月頃を予定

議 題	概 要 等
1. 子どもの権利に関する推進計画について	○事務局説明（資料3、4、5） ○質疑応答・意見交換 ・資料4の28～29Pの施設に関する取組について、民間児童育成会への支援など、具体的に示されたため、理解しやすくなり、十分に評価できる。 ・大変わかりやすく、誤解のない表現に修正されている。 ・積極的に評価する。17ページの「子どもスマイルサポーター」について、具体的に想定していることがあれば教えていただきたい。 事務局：現行の子どもサポーター養成講座を組み替えて、子どもの権利の普及啓発員を考えていきたいが、具体的な内容は未定。 ・9ページの不登校の定義を教えていただきたい。 事務局：文科省では、年間30日以上の長期欠席者の中で不登校という理由で休んでいる児童生徒を対象としており、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景によって登校しない、あるいはしたくてもできない状況を言うとしている。 ・成果指標について、「子どもの権利が守られていると思う」割合の大人の現状値が49.1%で目標値が65%となっているが、平成21年度が48.4%となっており、5年間で1%も上がっておらず、かなり隔たりがあると思う。今後どのように達成するのか？ 事務局：目標達成に向け、行政だけではなく、子どもの権利を守るという意識が市民全体に広がるよう、推進計画を進めることで達成したい。 委員：確かに高い数値となっており、達成は大変だと思うが、（仮称）新札幌子ども未来プランの中でも一番頭に子どもの権利を大切にすることが書かれており、これらがセットになって進めば、今よりは明らかに高い認知や評価が得られるのではと期待する。 ・目標値について、5年経過しないと達成度がわからないのか、1年ごとにわかるのか？ 事務局：取組状況については、毎年子どもの権利委員会に報告し、ご意見をいただいている。 ・新たに追加したいじめなどを相談する子どもの割合について、「身近」とはどこまでの範囲を言うのか。 事務局：市教委で毎年実施しているいじめに関するアンケート調査の中に、いじめられたら誰に相談するかという質問があり、家族、友だち、学校の先生、電話相談、スクールカウンセラー、その他となっている。 ・推進計画の資料の新子ども未来プランの事業内容の表現が一部異なっているのは、最終的には整合性をとるという理解でよいのか。 事務局：反映させる。 ・今後、パブリックコメントを実施されると思うが、子どもの意見を募集する際は、小学生の意見を取り入れやすいように工夫してほしい。

	事務局：パブリックコメント実施時には、小中学生向けの資料を別に作成し、その意見を踏まえ反映できるものは計画に反映する。 ・いろいろな場所で子どものことを話す機会があるが、子どもの権利を簡単に説明した保護者へ渡せるものがあるとよい。 事務局：検討する。 ・パブリックコメントには提出期限があると思うが、期限なしで1年中いつでも市に意見を提案できるようなものはあるか。 事務局：例えば市民の声を聞く課や区の広聴係では意見を受け付ける部署となっている。 ・多くの市民の手元に簡単に届いて見ることができるリーフレットは必要。子どもの権利に特化して子どもが自由に意見を言うことができることは、権利救済に限ったことではなく、子どもがこんなことが権利の中で反映されたいというようなことは子どもアシストセンターで聞くということでもないと思う。かといって、子どもが市民の声を聞く課にいきなり電話をするのもハードルが高く、もっと身近なところで権利条例について意見を言うことができる窓口を設けることは何か考えてもいいと思う。 ・子どもの権利というと、母親たちは虐待を思い浮かべて自分とは関係ないと思いがち。母親の目線で簡単な出前講座もあるとよい。 事務局：子どもアシストセンターでは、子どもだけではなく、保護者の方からもしつけや育ちに関する悩みが寄せられている。そういう声を生かしながら出前講座を行っているので、ぜひ活用いただきたい。 ○子ども育成部長あいさつ
2. その他	○事務局からの連絡事項 ・次回はパブリックコメントの結果を踏まえて最終的な計画の形で皆様にお見せすることになり、来年3月頃を予定している 以上